平成３０年（フ）第１０９６号
東京都世田谷区松原２丁目35―23―202
債務者　村上みゆき（旧姓船久保）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９８号
東京都世田谷区野沢２丁目27―６―206
債務者　菊地　由香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１０１号
埼玉県さいたま市西区大字指扇651―６　ベルメゾンナミキＢ―103
債務者　島田　義徳
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１０３号
東京都豊島区雑司が谷１丁目44―７
債務者　椎野　　唯
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１０４号
東京都江東区北砂４丁目36―31―202
債務者　棚橋　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１１５号
東京都新宿区北新宿４丁目14―５　ラブリハイツ北新宿Ⅰ　401
債務者　金子　光利
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１１９号
東京都武蔵野市境南町２丁目15―１
債務者　上田　麻美（旧姓堀尾）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１２０号
東京都調布市深大寺東町５丁目32―４―204
債務者　岡崎　智代
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１２４号
東京都葛飾区東四つ木１丁目７―12―101
債務者　中西　理世
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３０号
東京都荒川区東尾久３丁目11―８―402
債務者　山田　静佳
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３７号
東京都板橋区徳丸７丁目25―13―403
債務者　田中　恵理
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４１号
東京都江戸川区西小松川町８―７
債務者　市田　康昭
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４６号
東京都板橋区蓮根３丁目28―４―605
債務者　近藤　沙穂
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５０号
東京都足立区千住５丁目23―３
債務者　邑山　一也
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５７号
東京都練馬区谷原５丁目３―２―202
債務者　福原亜未莉
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部